

報告事項 才

第1回鳥取県夜間中学設置検討委員会について

第1回鳥取県夜間中学設置検討委員会について、別紙のとおり報告します。

令和2年10月21日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

第1回 鳥取県夜間中学設置検討委員会について

令和2年10月21日 小中学校課

- ・県立夜間中学の設置検討を進めていくにあたり、専門的な立場から、検討課題や開校にあたって必要事項等について意見を伺う「鳥取県夜間中学設置検討委員会」を立ち上げ、9月4日に第1回の委員会を開催した。
- ・本委員会では、「県立夜間中学校の学校形態（案）」、「新たなニーズ調査」、「夜間中学開設に係るスケジュール」について協議を行い、様々な意見、提案等が出された。
- ・このたびの議論を踏まえ、今後、「新たなニーズ調査」を行った上で、検討委員会において、学校形態のほか、設置場所や開設時期等について協議を進め、県立夜間中学にかかる教育委員会案を策定する予定としている。ニーズ調査は、夜間中学に関心がある、入学の意向があるものに対し、県立夜間中学の学校形態（案）を示した上で、対象者に確実にアンケートを届け、実施いただけるようアンケート方法を工夫し、11月頃の実施を予定している。

1 鳥取県夜間中学設置検討委員会概要

(1) 趣 旨

令和元年度鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」における調査研究の結果を受け、令和2年3月20日の定例教育委員会において公立夜間中学を設置の方向性が示された。

これを受け、4月以降、公立夜間中学設置について、4市教育委員会や町村教育委員会と協議を行ったところ、公立夜間中学設置の必要性は大いにあるが、対象者が各地域に散在し、市町村単独で設置することは困難であることから、県立での設置を求める意見であった。

については、本県における県立夜間中学の設置に向けた検討課題や開校のために必要な事項に関して専門的な知見を踏まえて検討する。

(2) 日 時 令和2年9月4日（金）午前10時から午前11時30分

(3) 場 所 鳥取県庁議会棟特別会議室

(4) 委員構成

区 分	氏 名	職 名
学識経験者（大学教授等）	山根 俊喜	鳥取大学地域学部長
外国人支援関係者	岩本 由美子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団事務局 次長
民間による不登校支援機関関係者	横井 司朗	学校法人鶏鳴学園 理事長
市町村教育委員会代表	小椋 博幸	倉吉市教育委員会 教育長
県中学校長会代表	岡田 年史	鳥取市立国府中学校 校長
事務局	足羽 英樹	鳥取県教育委員会 教育次長
	中田 寛	鳥取県教育委員会 参事監
	岡本 修典	いじめ・不登校総合対策センター長

2 協議概要

○「鳥取県で考えられる県立夜間中学の形について」

(1) 設置検討にかかる経緯・課題、学校形態（案）について

【学校形態（案）について】

(県立夜間中学にかかる考え方)

夜間中学での学びを必要とする全ての方への学びを保障し、多様な対象者に対応した柔軟な学校運営を実施する。

県内全市町村の対象者が夜間中学の授業を受講できるとともに、対象人数等も考慮し、財政的負担に配慮した学校の設置、運営のあり方を検討する。

(1) 対象者	夜間中学の本来の目的である義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者・不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者（入学希望既卒者）のほか、ニーズ調査を踏まえた不登校の学齢生徒や、近年増加傾向である外国籍の者など学びを必要とする全ての方への義務教育の機会を保障する。
(2) 学校形態	不登校となっている学齢生徒と、義務教育未修了、入学希望既卒者及び外国籍の者とは、学習内容、進捗等において、大きな隔たりがあることから、教育課程を分けること等についても検討を行う。

(3) 学校設置のあり方	通学等の負担に配慮し、ニーズや財政負担も考慮しつつ、利便性のよい市部での設置を検討とともに、オンライン授業（サテライト方式）等の遠隔教育についても併せて検討を行う。
--------------	--

※主な意見

○対象者

- ・夜間中学での学びを必要とする全ての方への学びを保障するため、可能な限り、あらゆる方を対象とすればよい。
- ・不登校の生徒の選択肢を広げるため、不登校の生徒も対象とするのがよい。
- ・令和元年度施行の日本語教育推進法により、外国籍の方への日本語教育の充実が自治体の責務であることが義務付けられたことから、夜間中学設置により、その責務を果たしていただきたい。技能実習生への教育は事業主の責務か確認が必要。本来の対象である、義務教育を受けていない方は少ないが、日本語が話せない、日本文化が分からない方はおり、自立した鳥取での生活のステップアップのため、学びたい方はいるのではないのか。

○学校形態等

- ・全国に先駆けた最新の ICT を活用し、個別最適化された、新しい夜間中学をつくるのがよい。
- ・外に出るのが苦手な子どもたちにも遠隔授業などで学べる形態がよい。毎日、学校に行くことを基本としなくてもよいのではないのか。
- ・ICT だけでなく、生活習慣、社会性・共同性を養う場として、これまでの学校くささも大切であり、修学旅行なども考えてほしい。
- ・可能な範囲で、できるだけ柔軟で、質を落とさず、理想的な学校になるとよい。
- ・夜間部だけで全ての対象者を受け入れることは難しく、不便であるので、昼間部を設け、二部制にするのがよい。
- ・通うことが困難な生徒のために、本校のサテライトを考えるとよい。
- ・中学生から大人までいろいろな対象者を指導できる指導者をどう確保するか。

(2) 新たなニーズ調査について

夜間中学に関心がある、入学の意向がある者に対し、県立夜間中学の学校形態（案）を示した上で、対象者に確実にアンケートを届け、実施いただけるよう、調査対象者、調査方法、調査項目について検討を行う。

調査目的	1 夜間中学設置のニーズの把握 ① ニーズを持つ当事者の人数把握 ② 当事者本人の特性（年齢、国籍、入学意向理由）の把握 2 新たなニーズの掘り起こし
調査対象者	当事者（義務教育未修了者、外国籍の者等）、支援者（友人・知人、家族・親戚）、応援者（福祉関係者、支援施設、学校関係者等）、理解者（県民） ○ 当事者・支援者：主に入学意向を調査する ○ 応援者・理解者：ひとまず対象者の掘り起こしを調査し、対象者の入学意向調査に繋げる
調査方法	1 はがきアンケート（当事者、支援者、応援者、理解者を対象） 2 個別記入アンケート（応援者を対象） ※ヒアリング調査との併用も検討
調査項目	※調査用紙に、本委員会での学校形態（案）【対象者、学校形態、学校設置内容等】を示し、具体的な夜間中学のイメージを示した上で、アンケートを行う 1 夜間中学入学意向 2 入学意向理由 3 回答者の属性（性別、年齢、国籍など）
実施時期	令和2年11月頃から令和2年12月頃までを目途に実施予定

※主な意見

- ・夜間中学のイメージを具体的に伝えた上で、ニーズ調査をするのがよい。
- ・ニーズ調査は、その後の入学などにもかかわってくるので、継続していただきたい。また、そのような情報を関係者にも伝えていただくと、役立つことがあると思う。
- ・SNS を活用するのがよい。

(3) (案) スケジュールについて

概ね下記のとおり、【STEP 1～3】のとおり取り組む予定であり、令和5年度～令和6年度頃までの開校を目指したい。

【STEP 1】 夜間中学の概要決定 及び県内周知	【STEP 2】 夜間中学の詳細決定 及び校舎等準備	【STEP 3】 開校に向けた入学者受入れ 及び授業実施にかかる準備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会等報告 ・ 設置検討委員会の設置 ・ 新たなニーズ調査 ・ 広報、シンポジウム開催 ・ 設置場所等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間中学開設準備室の設置 ・ 「夜間中学体験会」の開催 ・ 入学希望プレ調査 ・ 施設・設備整備にかかる計画 ・ 教育課程の研究 ・ 就学助成制度適用にかかる検討 ・ 関係条例・規則等の整備 ・ (校舎等準備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学希望者募集開始 ・ 入学希望者への説明会の開催 ・ 入学希望者への面接実施 ・ 学級編制、教育課程編成等決定 ・ 教員研修の実施・人的配置の検討 ・ (校舎等準備)

【鳥取県夜間中学設置検討委員会実施スケジュール (案)】

時期	検討委員会
9月	○第1回検討委員会 (検討内容) ・ 学校形態(案)について ・ 新たなニーズ調査について ・ スケジュールについて
10月	○ニーズ調査実施
11月	
12月	○ニーズ調査結果とりまとめ
1月	○第2回検討委員会 (検討内容) ・ ニーズ調査を踏まえた学校形態(案)について ・ 設置場所(案)について ・ 開設時期(案)について
2月	
3月	○第3回検討委員会 (検討内容) ・ 県立夜間中学にかかる学校形態、設置場所、開設時期について ⇒【教育委員会】県立夜間中学にかかる教育委員会案の決定
令和3年度	○予算要求準備
	○第4回検討委員会【最終】 (検討内容) ・ 県立夜間中学予算について (夜間中学開設準備室経費、(国庫)新設準備経費、シンポジウム経費等) ・ その他
	⇒【県議会】議会・補正予算

※その他、夜間中学にかかるシンポジウム実施予定

※主な意見

・ 学齢期の生徒を対象とするのであれば、市町村教育委員会としっかりと連携を取ったうえで、進めていくのがよい。

9月議会における県立夜間中学にかかる議論の論点

○9月議会では、夜間中学における「不登校の学齢生徒の取扱い」、「既存制度の活用の検討」、「ニーズ調査の実施」、「学校形態」について議論が交わされたところ。

○今後、これらの点に明確に示すとともに、今後速やかにニーズ調査を実施した上で、県立夜間中学設置の検討を進めていく。

【夜間中学における不登校の学齢生徒の取扱い】

(質問趣旨)

○不登校の子どもたちのためには、教育支援センターやフリースクールなど、あらゆる選択肢、いろいろな取り組みが行われているが、不登校の学齢生徒をあえて夜間中学の入学対象とした理由について問う。

・不登校の学齢生徒にかかる現状の学習支援の課題・オンライン授業の活用、夜間中学にかかる学びの補償について

(回答趣旨)

○夜間中学は、学齢期を経過した方のうち中学校等で学び直すことを希望する方に、憲法に定める教育を受ける権利を保障するもので、特に義務教育の観点からは、その設置は行政の責務。

さらに、教育機会確保法により、全都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう取り組むことが定められ、視察、ニーズ調査等を含めて調査研究を行い、夜間中学開設に向けての具体的検討を始めているところ。

○不登校の学齢生徒を対象とすることについては、国の基本方針で、夜間中学で受入れることも、可能であるとされ、また、ニーズ調査においても、少人数で、義務教育としての中学校の教育課程に基づいた、弾力的な学習を行う夜間中学を既存にはない新たな学びの場として求める声もあったところであり、不登校の学齢生徒の新たな学びの選択肢の1つとして、夜間中学がその役割を担うのではないかと、検討委員会で検討を行っている。

○オンライン授業は、不登校の子どもたちの学びが可能となり有効であるが、集団活動や、社会性、生活規律を育む意味で中学校の生活を求める声も大切にして、教育支援センターやフリースクール、在籍校、また、市町村ともしっかり連携して取り組んでいく。

【県立夜間中学開設】

○県立夜間中学を開設する場合、公共輸送機関が充実しておらず、東西に長い鳥取県において、1校の夜間中学を開設しても、通うことのできる中学生は少なく、夜間の通学は防犯の観点からも危惧する。

○併せて、県立夜間中学を開設するとなると校舎等の整備が必要であり、当初どの程度の経費を想定されているのか、その後、人件費を含め単年度の維持経費をどの程度想定されているのか。

(回答趣旨)

○通学について、特に学齢期の中学生を対象とする場合、夜間、防犯上の観点なども考慮する必要があり、場所選定に当たっては、1か所ということになれば、都市部の駅の近くなども意識する必要がある。また、分教室を準備したり、二部制にして、不登校の学齢生徒は午後から夕方、大人は夜間に学ぶというやり方もあるという意見もある。

○具体的には、これから、ニーズ調査などを行いながら、一人ひとりにきめ細やかに寄り添い、新たな学びにチャレンジする、鳥取らしさにあふれた夜間中学を検討していきたい。また、経費については、校舎の整備、教員配置などまだまだ詰めていく必要がある。財源については、国の補助金、国庫負担金、地方交付税等を最大限活用し、既存施設の活用なども含めて、経費削減についても、しっかり検討したい。

【夜間中学ニーズ調査】

○現段階で公表されている資料を見る限り、ニーズ調査が不十分であると言わざるをえない。

○夜間中学の開設にあたっては、あくまでも地域のニーズにあり、継続的に、本当に入学者があるのか、将来を見通した検討も必要ではないか。また、外国人家族が他県と比べ多くない鳥取県において、ニーズがどのくらいあるのか、把握されていないが、いつ頃、どのような人を対象に調査するのか。

(回答趣旨)

○平成30年のニーズ調査においては、不登校の学齢生徒からの回答は得られたが、外国籍の方など、十分把握できていないのが現状。

○県立夜間中学設置を考えるにあたり、地域の実情を把握し、実情に応じた夜間中学のあり方を検討することは、

とても大切であり、そのためのニーズ調査は重要な手段である。そのため、当事者等に確実にニーズ調査を届け、回答をいただけるよう、調査方法、調査項目、周知方法等について検討を行っており、11月から12月にかけてニーズ調査を実施し、県立夜間中学のあり方を検討することとしている。

【夜間中学における既存制度検討】

○中学を卒業した既卒者、外国人についても、既存のフリースクールや、私学や民間のNPO等の日本語教室、さらには、県内東中西にある定時制や通信制に総合学科を作ることに対応できないか。通学も可能な上に、高卒という資格も得られるわけで、既存の制度をフルに活用されることを検討したのか。

(回答趣旨)

○既存制度をフル活用することについては、当然に議論をしており、充実を図るが、外国籍の方やすでに卒業した方に、夜間中学は、学びの場として義務教育を最終的に保障するという機会を確保するという点で重要である。

不登校の学齢生徒には、教育支援センターやフリースクールで充実を図っているが、フリースクールから、フリースクールだけでは対応しきれない部分もあるという話も聞く。また、外国籍の方には日本語スクールはあるが、日本の文化、考え方を含めて、義務教育を学びたいという方はいると思われ、そうした義務教育としての中学校教育を総合的に学ぶ場として、夜間中学は意義がある。

【夜間中学の議論】

○夜間中学は、基本計画において、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとされ、設置が必須ではないため、ニーズの高い県でしか議論が進んでいないのが実情ではないか。

私の印象からすると、地域のニーズの深堀りより、先行する議会での議論の中で、夜間中学の開設に前のめりになっている感があるがいかがか。

(回答趣旨)

○夜間中学について、やはり基本は卒業し、義務教育をやり直すことを最後に保障する部分が、この夜間中学であるという位置付けが、基本としてあるのではないか。それに加え、不登校の学齢生徒も通うことが可能であると考えているが、これはある意味、教育行政にとって、取り組んでいく必要があると考えており、ニーズがあれば、夜間中学を設置する必要があると考えるが、我々が調査票なども含めてニーズを拾えていないという部分があるのではないかなと思ひ、改めてニーズ調査をすることにしている。

前のめりではなく、取り組みが前に進んでいないという印象もあり、むしろ慎重にこの検討を進めており、現在、検討委員会を開催し、今後、ニーズ調査も行いながら、開設に向けた検討を進めていきたい。